

神栖市の入札・契約制度改正について

令和元年8月22日

神栖市契約管財課

神栖市の競争入札に関し、公共工事の更なる品質向上のため、ダンピング受注対策の強化及び事業の早期着手を図るとともに、建設業の振興と地方経済の活性化に寄与することを目的として、入札・契約制度を次のように一部改正します。

なお、実施時期は、令和元年10月1日以降に公告（指名）する競争入札からとします。

1 建設工事における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象範囲について

現在、低入札価格調査制度の対象範囲を3,500万円以上とし、最低制限価格制度の対象範囲を130万円を超え3,500万円未満としています。低入札価格調査制度を1億円以上とし、最低制限価格制度を130万円を超え1億円未満とします。

（注）1億円未満であっても、総合評価方式を適用する工事は、低入札価格調査制度の適用です。

【改正前】

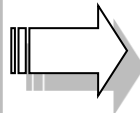
低入札価格調査制度

設計金額が、3,500万円以上

最低制限価格制度

設計金額が、

130万円を超え3,500万円未満



【改正後】

低入札価格調査制度

設計金額が、1億円以上

最低制限価格制度

設計金額が、

130万円を超え1億円未満

2 建設工事における低入札調査基準価格及び最低制限価格について

低入札調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲を、予定価格の70%～90%から、75%～92%に改正します。計算式により算出した額が、設定範囲を上回った（下回った）場合においても、設定範囲が上限（下限）値となります。

（注）最低制限価格については、最低制限価格積算基準額に、システムが無造作に抽出したランダム係数（0.9950～1.0050）を乗じて算出する。（設定範囲は75%～92%）

【改正前】

○設定範囲

予定価格の70%～90%

○計算式（土木工事の場合）※

・直接工事費の97%

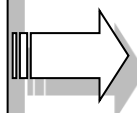
・共通仮設費の90%

・現場管理費の90%

・一般管理費等（契約保証費含む）

の55%

の合計



【改正後】

○設定範囲

予定価格の75%～92%

○計算式（土木工事の場合）※

・直接工事費の97%

・共通仮設費の90%

・現場管理費の90%

・一般管理費等（契約保証費含む）

の55%

の合計

※建築工事（電気設備工事・機械設備工事・外構工事を含む）、昇降機設備工事、その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の計算式は異なりますが、改正はありません。

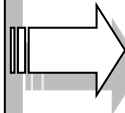
3 低入札価格調査制度における数値的判断基準（失格基準）について

入札者の積算に係る金額が，市の設計金額に基づいて算出した数値に満たないときは，その後の調査を行うことなく失格となります。その数値的判断基準（失格基準）の計算式を改正します。

【改正前】

下記のいずれかに該当する場合は失格。

- ・直接工事費が **75%** 未満
- ・共通仮設費が **70%** 未満
- ・現場管理費が **70%** 未満
- ・一般管理費等（契約保証費含む）が **30%** 未満



【改正後】

下記のいずれかに該当する場合は失格。

- ・直接工事費が **90%** 未満
- ・**（機械設備等は75%未満）※**
- ・共通仮設費が **80%** 未満
- ・現場管理費が **80%** 未満
- ・一般管理費等（契約保証費含む）が **30%** 未満

※機械設備等とは，機械器具設置工事，電気設備工事，電気設備工事とする。

4 建設コンサルタント業務（測量業務・地質調査業務）における最低制限価格について

測量業務における最低制限価格の設定範囲を，予定価格の **60%～80%** から，**60%～82%** に改正します。地質調査業務における最低制限価格積算基準額の計算式について，諸経費の率を **45%** から，**48%** に改正します。

※土木関係建設コンサルタント業務，建築関係建設コンサルタント業務，補償関係コンサルタント業務についての改正はありません。

○測量業務

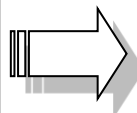
【改正前】

○設定範囲

予定価格の **60%～80%**

○計算式

- ・直接測量費の **100%**
- ・測量調査費の **100%**
- ・諸経費の **48%** の合計



【改正後】

○設定範囲

予定価格の **60%～82%**

○計算式

- ・直接測量費の **100%**
- ・測量調査費の **100%**
- ・諸経費の **48%** の合計

○地質調査業務

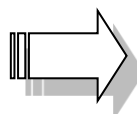
【改正前】

○設定範囲

予定価格の **2/3～85%**

○計算式

- ・直接調査費の **100%**
- ・間接調査費の **90%**
- ・解析等調査業務費の **80%**
- ・諸経費の **45%** の合計



【改正後】

○設定範囲

予定価格の **2/3～85%**

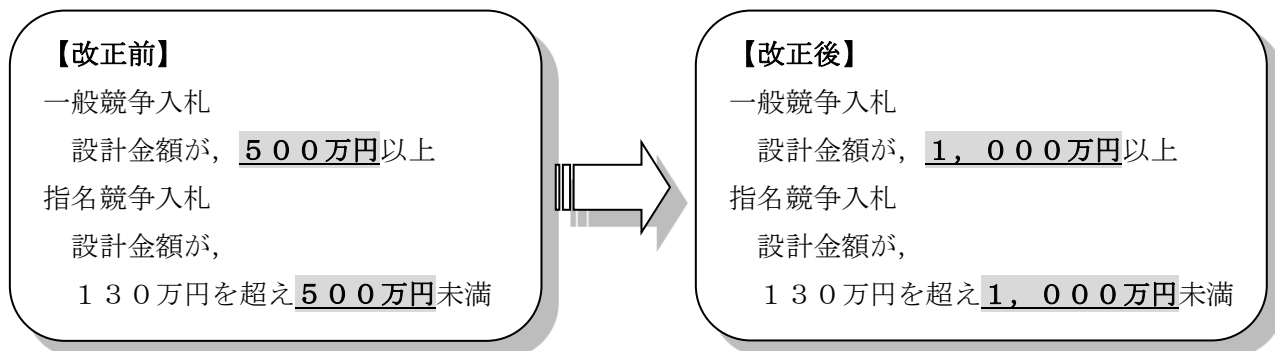
○計算式

- ・直接調査費の **100%**
- ・間接調査費の **90%**
- ・解析等調査業務費の **80%**
- ・諸経費の **48%** の合計

（注）最低制限価格については，最低制限価格積算基準額にシステムが無造作に抽出したランダム係数（0.9850～1.0150）を乗じて算出する。（設定範囲は**上記のとおり**）

5 建設工事における一般競争入札及び指名競争入札の対象範囲について

現在、一般競争入札の対象範囲を500万円以上とし、指名競争入札の対象範囲を130万円を超え500万円未満としています。一般競争入札を1,000万円以上とし、指名競争入札を130万円を超え1,000万円未満とします。



6 神栖市入札参加資格者の準市内業者認定基準について

入札参加資格の地域要件において、神栖市内に有する支店や営業所として入札に参加する事業者に対し、神栖市入札参加資格者の準市内業者認定基準を新規制定します。